

農地法第5条の規定による許可申請書

平成18年 月 日

譲受人氏名

有限会社 流山ロジスティック
取締役 細谷 直人

譲渡人氏名

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を、移転したいので、農地法第5条の規定によつて許可を申請します。

1 当事者の氏名住所及び職業	当事者の別	氏名	住所	所	職業	
	譲受人	有限会社 流山ロジスティック 取締役 細谷直人	東京都港区赤坂三丁目2番6号		倉庫業	
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名	譲渡人					
	"	他76名	(別紙1)記載の通り			
3 転用計画	土地の所在	地番	地目	面積	利用状況	10a当り普通収穫高耕作者の氏名
			登記簿	現況		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
	(別紙2)記載の通り	(別紙2)記載の通り				市街化調整区域
計	94筆	田	69,302 m ²			
(1) 転用の目的	営業用倉庫建設のため					
(2) 権利を移転しようとする理由の詳細	常磐道流山インターチェンジに隣接する流通業務施設として、都市計画法第29条・第34条の開発許可を取得し、営業用倉庫用地として売買するため					
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	永久					
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	工事計画	着工	許可日から平成19年11月30日まで			
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係わる事業又は施設の概要	名 称	棟数	建築面積(m ²)	所要面積(m ²)	
	土地 造成				74,522	
	建築 物	2		68,477		
	小 計		2	68,477	74,522	
5 資金調達についての計画	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他	
	所有権	移転	許可日より10日以内	永久		
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の除去施設の概要	本計画地は周囲を常磐道や松戸・野田有料道路等に囲まれ、付近に与える影響はありませんが、事業地の外周にはフェンスを施し、植栽をして緑化につとめ、付近の土地に直接的な影響のないよう計画します。					
7 その他参考となるべき事項	都市計画法第29条、都市計画法第34条1項10号イの開発行為					

記載注意

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することも出来る。
2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。

3 譲渡人が2人以上である場合には(別記注)によるものとする。

4 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶畠、牧草地、その他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載する。

5 「10a当り普通収穫量」欄にあつては採草量又は家畜の頭数を記載する。
6 「市街化区域・市街化調整区域」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいすれに含まれているかを記載する。

7 「転用の時期及び転用の目的に係わる事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ヶ月単位で区分して記載する。

8 申請に係わる土地が市街化調整区域にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号へのいずれの建築行為及び建築行為に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいすれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載する。

譲受人氏名

(有)流山ロジスティック
取締役 細谷 直人

譲渡人氏名

下記によつて転用のため農地(探草放牧地)の権利を、移転したいので、農地法第5条の規定によつて許可を申請します。

1当事者の氏名住所及び職業	当事者の別	氏 名	住 所	職 業				
	譲受人	(有)流山ロジスティック 取締役 細谷 直人	東京都港区赤坂三丁目2番6号	倉庫業				
	譲渡人	[REDACTED]	[REDACTED]					
2許可を受けようとする土地の所在・地番・面積・利用状況・普通収穫量及び耕作者の氏名	土地の所在	地番	地 目	面 積	利 用 状 況	10a当り普通収穫量耕作者の氏名	市街化調整区域の別	
			登記簿	現況				
		267番地	田	水田	1,031 m ²	休耕	489kg	市街化調整区域
	計	1筆	田	1,031 m ²				
(1) 転用の目的 営業用倉庫建設のため								
(2) 権利を移転しようとする理由の詳細 常磐道流山インターチェンジに隣接する流通業務施設として、都市計画法第29条・第34条の開発許可を取得し、営業用倉庫用地として売買するため								
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間 永久								
3 転用計画								
(4) 転用の時期及び転用の目的に係わる事業又は施設の概要	工事計画	名 称	棟 数	建築面積(m ²)	所要面積(m ²)			
	土地造成				74,522			
	建築物		2		68,477			
小計			2	68,477	74,522	その他		
4権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間				
	所有権	移転	許可日より10日以内	永久				
5資金調達についての計画 民間融資								
6転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の除去施設の概要								
7その他参考となるべき事項 都市計画法第29条、都市計画法第34条10号イの開闢行為								

記載注意

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することも出来る。
2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。

3 譲渡人が2人以上である場合には(別記注)によるものとする。
4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶畑、牧草地、その他の中、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載する。

5 「10a当り普通収穫量」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域では主な草名又は家畜の種類を記載する。

6 「市街化調整区域・その他」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。

7 「転用の時期及び転用の目的に係わる事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ヶ月単位で区分して記載する。

8 申請に係わる土地が市街化調整区域にある場合は、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要するものであるときは、その旨及び同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときは、その旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び同法第34条第1項の該当号を、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及び同法第36条第1項第2号ハのいわゆれの建築物に該当するかを、「その他参考となるべき事項」欄に記載する。